

大台ヶ原登録ガイド制度運営細則

大台ヶ原登録ガイド制度の実施に関する取扱いについては、大台ヶ原登録ガイド制度実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるものの他、本運営細則に定めるものとする。

（大台ヶ原登録ガイド制度運営委員会）

第1条 要綱第4条に定める大台ヶ原登録ガイド制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、大台ヶ原の利用に関する協議会会長（以下「会長」という。）が指名する別表1の機関により構成することとする。

2 運営委員会は、大台ヶ原登録ガイドの登録や抹消等の適否に係る審査、登録・更新等に係る事務、登録ガイドの情報発信、講習会の開催、広報、登録ガイドに関する苦情に係る調査、その他の事務を行うこととする。事務作業は構成機関で分担して行い、事務作業に係る経費は、原則として、当該事務作業を担当する機関が負担することとする。

別表1

運営委員会構成機関
近畿地方環境事務所 奈良県 川上村 上北山村 上北山村商工会 上北山村観光協会

（大台ヶ原登録ガイド制度第三者委員会）

第2条 要綱第20条に定める大台ヶ原登録ガイド制度第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）は、会長が必要と認めるときに設置し、会長が委嘱する委員により構成することとする。

2 第三者委員会は、登録ガイドの登録の拒否、登録の停止、登録の抹消又は更新の拒否の適否、その他会長が諮問する事項に関して、第三者の視点からその妥当性について検討し、助言を行うこととする。

（登録料）

第3条 要綱第7条に定める登録料は8,000円とする。

（登録講習会）

第4条 会長は、登録ガイドの登録に必要となる講習会として、以下のような内容の講習会を、毎年開催することとする。

- (1) 自然公園法等の国立公園制度に関する事項
- (2) 西大台利用調整地区に関する事項
- (3) 安全管理に関する事項

- (4) 大台ヶ原の自然環境に関する事項
- (5) 大台ヶ原の歴史に関する事項
- (6) 大台ヶ原自然再生の取組に関する事項
- (7) 周辺地域における地域活性化の取組に関する事項
- (8) ガイドをめぐる動向等に関する事項
- (9) その他

2 講習会の日程及び詳細な内容については、年度ごとに決定する。

(更新講習会)

第5条 会長は、登録ガイドの更新に必要な講習会として、以下のような内容の講習会を、毎年開催することとする。

- (1) 安全管理に関する事項
- (2) 大台ヶ原の自然再生の取組に関する事項
- (3) 周辺地域における地域活性化の取組に関する事項
- (4) ガイドをめぐる動向等に関する事項
- (5) その他

2 講習会の日程及び詳細な内容については、年度ごとに決定する。

(スキルアップ講習会)

第6条 会長は、登録ガイドのガイド技術の向上のための講習会を必要に応じて開催することができる。

(ガイド制度の評価)

第7条 要綱第25条に定める制度の評価方法は、利用者によるアンケートを基本とし、その内容は会長が年度ごとに決定する。評価結果については、本制度の改善に活用するとともに、登録ガイドのサービスや技術向上のため、必要に応じて登録ガイドに通知するものとする。